

低所得世帯支援給付金を受給されたご家庭へ、大切なお知らせ

令和 6 年度低所得世帯支援給付金 (こども加算分) のご案内

低所得世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. こども加算分の支給対象となる世帯

■ 低所得世帯支援給付金（※）の受給者のうち、下記
支給対象となる児童を扶養する世帯

※低所得世帯支援給付金（1世帯あたり3万円）は、令和6年度住民税均等割が
非課税の世帯を支援する給付金です。

2. こども加算分の支給対象となる児童

① 【申請不要】

基準日（令和6年12月13日）において、同一世帯の18歳に達する日以
後の最初の3月31日までの間にある児童（平成18年4月2日以後に生ま
れた児童）

※ただし、住民票上同居とされている場合であっても、施設入所児童は支
給の対象外となりますので、該当する世帯はお問い合わせください。

② 【申請必要】

基準日から令和7年7月31日までに生まれた新生児や別居監護の児童

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

■ 問い合わせ ■

〒859-2412

南島原市南有馬町乙1023番地

南島原市役所 こども未来課（南有馬庁舎1階）

TEL 0957-73-6652

3. 支給額

児童 1 人当たり **2万円**

4. 給付金の支給手続き

■対象となる児童と同一世帯の方（表面2の①に該当する方）

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
（低所得世帯支援給付金受給の方に確認書を送付していますので、内容に相違がない場合は申請不要で受け取れます。）
- ▶ **確認書に記載されている**給付金を支給した口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。
- ※ 低所得世帯支援給付金の指定口座を解約など、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。
- ※ いずれの場合もこども未来課または各支所でお手続きください。

■上記以外の方（表面2の②に該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
申請期限：令和7年8月13日（水）【必着】
- ▶ こども未来課または各支所に備えている申立書に児童の氏名など必要事項を記入して、提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認後、指定口座に振り込みます。



「低所得世帯支援給付金（こども加算分）」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。